

函館工業高等専門学校企画会議規程

令和5年3月24日

函高専達第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織等規則（平成7年函高専達第11号）第16条第2項の規定に基づき、本校企画会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、校長の諮問に応じ、本校の中期的・長期的な戦略等について検討を行い、種々の関連する企画及び計画等の検討を行うものとする。

(検討)

第3条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- 一 本校の将来構想に関する事項
- 二 施設等整備の将来計画に関する事項
- 三 現有施設等の効率的運用計画に関する事項
- 四 入学者選抜に関わる企画、調査研究及び運営に関する事項
- 五 教育方法及び教育改善の企画及び点検に関する事項
- 六 教学マネジメントの実施及び推進に関する事項
- 七 運営会議の議案整理及びその取扱いに関する事項
- 八 その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者で組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 学生主事
- 五 寮務主事
- 六 専攻科長
- 七 事務部長

(議長及び会議の招集等)

第5条 会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、副校長がその職務を代行する。

(開催)

第6条 校長は会議を招集し、その議長となる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総合戦略部会)

第8条 第3条第一号に定める事項を具体的に検討するため、会議に総合戦略部会を置く。

2 総合戦略部会は次に掲げるものをもって組織する。

- 一 校長
- 二 校長の指名する者
- 三 事務部長
- 四 総務課長
- 五 学生課長

3 総合戦略部会に部会長を置き、校長をもって充てる。

4 部会長は、必要に応じ、総合戦略部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(施設検討部会)

第9条 第3条第二号及び第三号に定める事項を具体的に検討するため、会議に施設検討部会（以下、部会）を置く。

2 施設検討部会は次に掲げるものをもって組織する。

- 一 副校長
- 二 校長が指名する教員
- 三 総務課長
- 四 施設係長

3 施設検討部会に部会長を置き、副校長をもって充てる。

4 部会長は、必要に応じ、施設検討部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日函高専達第 17 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校執行会議規程（平成 28 年 3 月 29 日函高専達第 34 号）は廃止する。

附 則(令和 6 年 3 月 19 日函高専達第 13 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 14 日函高専達第 12 号)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 6 月 19 日函高専達第 3 号)

この規程は、令和 7 年 6 月 19 日から施行する。

附 則(令和 8 年 3 月 26 日函高専達第 16 号)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。